

予定価格等の決定方法について

平成 29 年 4 月 1 日から執行通知する分から適用

1. 予定価格の決定方法

予定価格＝※設計額

※ 設計額とは、入札に付する事項の取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少及び履行期間等を考慮して積算した金額

2. 最低制限価格の決定方法

最低制限価格＝予定価格×最低制限価格ランダム係数 ※千円未満切上げ

最低制限価格 公表ランダム係数の範囲	上限	下限
修繕工事、運搬及び処分又は解体工事	0.8100	0.7900
土木、建築工事などの上記以外の工事	0.9100	0.8900
※建設関連業務委託	0.7650	0.7250

※ 建設関連業務（建築関係建設コンサルタント業務・土木関係建設コンサルタント業務・地質調査業務・補償関係建設コンサルタント業務）

3. 低入札調査基準価格の決定方法

低入札調査基準価格＝西海市建設工事低入札価格調査制度要綱第 3 条各項により設定された金額 ※千円未満切上げ

低入札調査基準価格等 公表ランダム係数の範囲	上限	下限
低入札調査基準価格 ランダム係数範囲	1.0000	0.9750
低入札調査判断基準価格 ランダム係数範囲	0.9550	0.9350

4. 予定価格調書の作成

予定価格調書の作成は、原則として入札会場で入札書投かん後、入札執行者がパソコンを操作して作成する。最低制限価格又は低入札調査基準価格等を設定している場合は、予定価格調書作成と同時に、パソコンにおいて無作為に設定されたランダム係数を乗じて決定し予定価格調書に記載する。

※ 予定価格調書の作成は、設計額で 130 万円を超える案件で実施する。